

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び44年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和44年7月から同年9月まで

私は、昭和43年4月に妻と共にA市からB市へ転居した後、役所から通知が来て国民年金の加入手続を行い、長男が小学校に入ったころに、国民年金が発足した当初からさかのぼって保険料を納付できると聞き、B市役所でまとめて6年分の納付書をもって銀行で保険料を支払った。当時は1か月の保険料が100円から150円だったので支払うことができたと思う。その後、払い込み又は集金で毎月かかさず保険料を納付してきた。当時、集金員から「年金手帳があればきっちり証拠が残るので大丈夫です。」と言われたことをはっきり覚えている。今になって未納期間があると言われても、全く納得できないので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人夫婦は、B市役所からの通知を受けて国民年金の加入手続を行った後、長男が小学校に入学した昭和44年ごろに、さかのぼってまとめて保険料を納付した記憶があるとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立人夫婦は43年4月ごろに加入手続を行っていることが推認でき、同市周辺の市町村においては、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで）実施前に、市町村広報誌により、36年4月以降の未納保険料についても、その当時の保険

料で納付可能である旨の広報が行われていることが確認でき、申立人の妻がまとめて納付したとする金額は、申立期間①の保険料を過年度納付により納付した場合の保険料額と概ね一致することから、申立人の妻の説明に不自然さはみられない。

さらに、申立人の姉及び申立人の妻の友人によると、申立人夫婦が保険料をまとめて納付したことについて、その当時(長男が小学校に入学したころ)に申人夫婦が話をしていたと証言しているところ、申立人の姉は、その後、申立人に国民年金への加入を勧められて加入手続を行ったとしており、オンライン記録によると、申立人の姉が、昭和47年1月29日に任意で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立内容の信憑性は高い。

また、申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人夫婦は当該期間の前後において国民年金保険料を納付している上、当該期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられず、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立人の妻の説明に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び44年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和44年7月から同年9月まで

私は、昭和43年4月に夫と共にA市からB市へ転居した後、役所から通知が来て国民年金の加入手続を行い、長男が小学校に入ったころに、国民年金が発足した当初からさかのぼって保険料を納付できると聞き、B市役所でまとめて6年分の納付書をもって銀行で保険料を支払った。当時は1か月の保険料が100円から150円だったので支払うことができたと思う。その後、払い込み又は集金で毎月かかさず保険料を納付してきた。当時、集金員から「年金手帳があればきっちり証拠が残るので大丈夫です。」と言われたことをはっきり覚えている。今になって未納期間があると言われても、全く納付できないので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人夫婦は、B市役所からの通知を受けて国民年金の加入手続を行った後、長男が小学校に入学した昭和44年ごろに、さかのぼってまとめて保険料を納付した記憶があるとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立人夫婦は43年4月ごろに加入手続を行っていることが推認でき、同市周辺の市町村においては、第1回特例納付（昭和45年7月から47年6月まで）実施前に、市町村広報誌により、36年4月以降の未納保険料についても、その当時の保険

料で納付可能である旨の広報が行われていることが確認でき、申立人がまとめて納付したとする金額は、申立期間①の保険料を過年度納付により納付した場合の保険料額と概ね一致することから、申立人の説明に不自然さはみられない。

さらに、申立人の夫の姉及び申立人の友人によると、申立人夫婦が保険料をまとめて納付したことについて、その当時(長男が小学校に入学したころ)に申立人夫婦が話をしていたと証言しているところ、申立人の夫の姉は、その後、申立人に国民年金への加入を勧められて加入手続を行ったとしており、オンライン記録によると、申立人の夫の姉が、昭和47年1月29日に任意で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立内容の信^{びょう}憑性は高い。

また、申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人夫婦は当該期間の前後において国民年金保険料を納付している上、当該期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられず、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立人の説明に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年2月まで

A社を退職後、あまり日数を経過しないうちに、B市の国民年金の集金員が訪問してきた。あまりにも早い訪問とその集金員に、「60歳なんてじきですよ。」と言われたことは忘れられない。集金の頻度は毎月ではなく、金額も覚えていないが、領収後、手帳に丸いゴム印を押されたことを覚えている。

ねんきん特別便が届き、国民年金の保険料の未納期間があることを知った。私は、B市の集金員とのやりとりをはっきりと覚えており、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、保険料の未納期間は無く、国民年金に関する納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和39年5月に払い出されていることが確認できる上、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の同年3月分の保険料が現年度納付された記録を確認できることから、遅くとも同年4月30日までに申立人の加入手続が行われたものと推認される。

さらに、昭和39年3月分の保険料を現年度納付した時点で、申立期間のうち38年4月から39年2月分の保険料については、申立人の説明する印紙検認方式で集金人に納付することは可能であり、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月から同年 3 月までの期間については、上記のとおり、申立人の加入手続が行われたものと推認される時点で過年度保険料となるが、B 市によると、集金員は過年度保険料を集金できないとしており、これについて申立人は、納付書により国民年金保険料を納付したことはないとしている上、申立人が昭和 38 年ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和45年7月から47年3月まで

私は、ねんきん特別便が届いたので、社会保険事務所（当時）で年金記録の照会を行ったところ、昭和44年4月から47年3月までの期間の納付記録が無いことが分かった。

その後、昭和45年4月から同年6月までの期間は、領収書が見つかったので記録訂正をされたが、申立期間①及び②についても、国民年金保険料は妻が集金人に納付しており、年金記録がおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の国民年金保険料だけは未納にすること無く納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は、両申立期間を除いて同保険料の未納が無く、過年度納付及び追納により同保険料を納付していることが確認できることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している領収書から、申立人は、申立期間①直後の昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、オンライン記録を見ると、平成21年5月22日付けで、申立人の当該期間の納付記録が未納から納付へ訂正されていることが確認できる上、申立人には、国民年金制度創設当初の昭和36年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、45年当時に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていることが確認できることを踏まえると、申立人の年金記録について、適正に管理されていたとは考え難い。

さらに、申立期間①は、12 か月と短期間である上、当該期間の前後の国民年金保険料が納付済みであることから、申立人の保険料に関して納付意識の高いその妻が、申立期間①の保険料を未納のままにしておくのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料の申請免除の手続を行っていないとしているが、オンライン記録によると、昭和 45 年 7 月から 47 年 3 月までの期間、申請免除が承認された記録となっている上、マイクロ台帳によると、申立期間②直後の、昭和 47 年度から 49 年度までの期間についても、申請免除が承認された後に、納付していることが確認できることから、複数回に及ぶ申請免除の届出を行っていないとする申立人の主張とは符合せず、さらに、同保険料を納付した記録が 3 年度にわたり、すべて漏れるとは考え難い。

また、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私の国民年金の加入手続と保険料納付は、母親が行ってくれていた。ねんきん特別便が届き、国民年金の記録が空白になっていることを知り、A社会保険事務所(当時)に記録の照会をしたところ、昭和36年4月から37年9月までの保険料は納付されていたが、還付していると回答された。保険料の還付請求をした記憶は無く、還付金を受け取ってもいない。どうして還付と記録されているのか分からない。母親が保険料を納付してくれていて、還付もしてもらっていないので、調査をして、年金額に反映されるように記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所(当時)が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和36年4月から38年12月までの期間の国民年金保険料(3,300円)が、38年7月29日付けで還付決議されていることが確認できるものの、申立期間の同保険料については、一度、納付されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和35年10月1日に、国民年金の強制適用被保険者として資格を取得した上で、36年4月1日にその資格を喪失した記録となっているところ、申立人は32年1月から37年9月までの間は、申立人の父親が営んでいた米穀店(厚生年金保険は未適用)で就業していたとしており、オンライン記録においても、37年10月に厚生年金保険の被保険者となったことは確認できるものの、申立人が、申立期間に、他の被用者年金制度へ加入した記録が確認できないことから、申立期間については、国民年金の強制被保険者であり、事実と異なる資格喪失手続により、還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本店（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和46年3月15日にA社本店に入社し、同年8月にC社D工場の業務に従事後、同工場のE部門に異動した。私の年金記録によると、業務に従事した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る退職金計算書、適格退職年金加入申請書及び事業所の証言から判断すると、申立人は、昭和46年3月15日にA社本店に入社し、平成2年4月30日にF社（現在は、B社）を退職するまでの間、継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社は、「C社D工場は当社の子会社工場であり、申立人との雇用契約は当社と継続していた。」と回答している。

さらに、A社本店及びC社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じく昭和46年8月1日にA社本店において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日にC社D工場において同資格を取得していることが確認できる複数の元同僚は、「申立期間には、申立人と一緒にD工場勤務していた。」と証言しており、そのうち一人が所持する申立期間当時の給与明細書によると、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、C社D工場に係る厚生年金保険の新規適

用年月日は、昭和46年8月1日となっているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における健康保険の番号*番から*番までの被保険者の資格取得日が同年9月1日となっていることについて、G年金事務所は、「事業所台帳は残っていないものの、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は当初は同年9月1日であった。」としている。

その上、申立人及び申立人が記憶する元同僚は、「昭和46年8月にC社D工場に異動した。」と証言しているところ、同事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は同年9月1日となっていることについて、B社は、「D工場の立ち上げに際して、当該工場に係る厚生年金保険の新規適用の届出が遅れたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社本店及びC社D工場で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人のA社本店に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から同年9月1日まで

私は、昭和35年6月にA社に入社し、B支店に配属となった。

その後、平成4年まで継続してB支店で勤務（4年から11年7月に退職するまでは本社で勤務）していたのに、年金記録では、昭和37年5月30日から同年9月1日までの厚生年金保険の加入期間が抜け落ちているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に昭和35年6月に入社し、申立期間を含めて、平成11年7月まで同社に在籍していたことは推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の始期の昭和37年5月30日まではA社において、申立期間の終期の同年9月1日からは、同日に厚生年金保険の新規適用事業所となった同社B支店において、それぞれ厚生年金保険の加入期間があるが、同様の記録は申立人以外に5人確認できる。

さらに、上記5人のうちの1人は、申立人と同様の年金記録確認の申立てを行い、既に、記録が訂正されている。

加えて、A社では、「B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年9月1日より前から同支店で勤務していた元従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失及び取得の手続については、資料が残っておらず不明であ

る。しかし、申立人の退職金については、申立期間も通算して支払った。」としている。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額については、昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年11月6日に、申立人がA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社本店に係る同資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められることから、同社B支店における資格喪失日及び同社本店における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月6日から同年11月1日まで

私は、昭和36年4月1日にA社B支店に入社し勤務していたが、47年11月6日付本店への転勤辞令により同月13日に着任した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年11月6日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、A社では、被保険者ごとに被保険者台帳を作成して、事業所間で引き継ぐことにより、同社在職期間中の被保険者資格情報を一貫して管理しているところ、申立人に係る同台帳では、昭和47年11月6日に同社B支店に係る被保険者資格を喪失し、同日付けで同社本店に係る被保険者資格を取得している旨記録されていることから、同年10月6日に同支店で申立人が資格取得した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の同社本店における資格取得日が昭和47年11月6日と記載され、同日付けで資格取得を届け出ていることが確認でき

るところ、オンライン記録によると、申立人の同社本店における資格取得日は同年11月1日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年11月6日にA社B支店に係る被保険者資格を喪失し、同日に同社本店に係る被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社が管理していた被保険者台帳及び同社B支店に係る昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和30年5月1日から同年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月から25年1月まで
② 昭和25年4月から26年3月まで
③ 昭和26年10月から28年3月まで
④ 昭和30年5月から同年12月まで
⑤ 昭和39年5月から同年10月まで

私の夫は、昭和21年5月から25年1月までの間、A社B部C課で勤務し、B部が同年1月に解散したため退職したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。また、同年4月から28年3月までの間、D社に勤務していたが、26年3月16日から同年10月10日までの期間しか厚生年金保険被保険者記録が無く、E社F支店では、28年4月1日から30年12月まで勤務していたが、同年5月1日までの期間しか厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。さらに、G社では、39年5月に入社したが、同年10月14日からの厚生年金保険被保険者記録となっていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間④のうち、昭和30年5月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が所持する「平成20年10月8日付け被保険者記録照会回答票」によると、申立人のE社F支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和30年6月1日であることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、E社F支店の被保険者資格喪失日は昭和30年6月1日であることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても被保険者資格喪失日は同日であることが確認できる。

一方、申立人が所持する「平成21年6月18日付け厚生年金保険の期間照会について（回答）」によると、E社F支店に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和30年5月1日であることが確認でき、事務センターは、「同社F支店の被保険者証番号決定簿によると、当該事業所は同日に適用事業所ではなくなっていることが確認できたことから、記録を同日に訂正した。」としている。

しかしながら、E社F支店の被保険者証番号決定簿によると、申立人の被保険者資格の喪失届の受付日は昭和30年6月16日であり、その後に同年7月16日にも当該事業所の従業員に係る被保険者資格の喪失の届出があることが確認できる上、オンライン記録によると、当該従業員の資格喪失日は同年7月1日であることが確認できることから、さかのぼって当該事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出がされたと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録の訂正は有効なものとして認められず、申立人の資格喪失日は、昭和30年6月1日であったと認められる。

なお、申立人のE社F支店に係る当該期間の標準報酬月額については、昭和30年4月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、申立人は、A社B部C課に継続して勤務していたとしているところ、国立国会図書館政治史料課は、「連合国最高司令官総司令部文書のなかに申立人の氏名及び生年月日が記載された履歴書が確認でき、当該履歴書は昭和21年6月及び同年11月に作成されたと推定され、『書類作成当時、H県に駐留していたI部J課の通訳をしている。』と記載され

ている。」としていることから、申立期間①の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設の所在する都道府県知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行っており、24年4月1日から社会保険制度が適用されているところ、防衛局は、「H県内の渉外労務管理事務所に係る労働者名簿及び厚生年金保険記録において申立人に関する記録は確認できなかった。」としている。

また、K 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、防衛局は、「駐留軍に勤務する労働者の形態として、国に雇用された者のほかに、L 軍等に直接雇用された者もいた。」としている上、国立国会図書館は、「当該履歴書はL 軍が管理していた資料であることから、申立人は、K 軍に雇用されていた可能性がある。」としている。

- 3 申立期間②については、申立人は、昭和25年4月からD社に勤務していたとしているが、オンライン記録によると、同社は同年12月15日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年4月から同年12月14日までは厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、住所地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

さらに、申立期間②のうち、D社が厚生年金保険の新規適用事業所となった以降に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員3人を把握し聞き取りを行った結果、1人の元従業員（昭和26年3月21日資格取得）は、「私が入社したときには申立人は既に勤務していたことは記憶しているが、入社日についてはわからない。」と証言している上、残る2人は、ともに「申立人の記憶は無い。」と証言しており、申立人が申立期間②に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認で

きない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間③については、申立人は、昭和 28 年 3 月までD社に勤務していたとしているが、オンライン記録によると、同社は 27 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③のうち、同年 3 月 1 日から 28 年 3 月までは同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、D社は、前述のとおり既に適用事業所ではなくなっており、同社の元従業員は、「申立人が退職した時期については分からないが、同社は 27 年ごろには資金繰りに困り、給与も遅配や未払いになっていたので、退職する従業員がいた。」と証言している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 26 年 10 月 10 日に被保険者資格を喪失している記載が確認でき、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 5 申立期間④のうち、昭和 30 年 6 月 1 日から同年 12 月までの期間については、申立人は、同年 12 月までE社F支店に勤務していたとしているが、同社は前述のとおり、同年 5 月 1 日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の消息も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立期間④の一部においてE社F支店で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員一人を把握し聞き取りを行ったが、「申立人を記憶しているが、いつまで同社に勤務していたのかは分からない。」と証言しており、申立人が申立期間④のうち昭和30年6月1日から同年12月までの期間について同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 6 申立期間⑤については、申立人は、昭和 39 年 5 月からG社に勤務していたとしているところ、同社の複数の元従業員の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の消息も不明であり、同社のグループ会社であるM社は、「G社は事業所の統廃合を繰り返しているため、現在はどの事業所になっているかは不明である。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立期間⑤においてG社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 10 人を把握し聞き取りを行ったが、4人は、「申立人が同事業所に勤務していたことは記憶しているが、いつから勤務したのかは分からない。」と証言している上、残る6人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間⑤に同事業所に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間⑤において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 7 このほか、申立人が申立期間①から⑤（申立期間④のうち、昭和30年5月1日から同年6月1日までの期間を除く。）までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、他に申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤（申立期間④のうち、昭和30年5月1日から同年6月1日までの期間を除く。）までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月26日から25年2月11日まで

私は、昭和23年8月にA社B工場に入社し、仕事をしていたが、25年2月ごろ、仕事が苦痛になって、同僚と二人で実家に逃げ帰った。

「ねんきん特別便」によると、当該工場で勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されたこととされているが、当時、脱退手当金はおろか、逃げ帰る日までの日割り分の給料すらもらわずに工場を去ったので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和25年7月15日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、申立期間当時における脱退手当金の支給要件は、「厚生年金保険被保険者期間が5年以上20年未満の者が50歳を超えた時。ただし、死亡の場合及び6か月以上の同被保険者期間を有する女性が結婚又は出産のために脱退した時については年齢制限無し。」とされていたため、申立人が、その主張どおり、婚姻又は分娩ではなく業務が苦痛であったことを理由にA社B工場を退職したのであれば、申立人は、6か月以上の厚生年保険被保険者期間を有するものの、年齢制限により脱退手当金を受給できなかったこととなる。

そこで、C市の改製原戸籍を調べると、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約4年後の昭和29年*月*日に長女を出産し、その2日後に入籍している上、それ以前に婚姻や分娩の記録は無いことが確認できる。

また、一緒に実家に逃げ帰ったとする元同僚は、「申立人は同じ寮の仲間であった。会社が嫌になり、申立人と一緒に、出先から会社にも寮にも戻らず、

給料ももらわずにそのまま実家に逃げ帰った。」と、申立人の供述と一致する内容を証言している上、オンライン記録によると、当該元同僚は脱退手当金を受給していないことが確認できる。

以上のことから、申立人は、申立期間当時における脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後合計6ページ(120人)のうち、オンライン記録により6か月以上の厚生年金保険被保険者期間を有することが確認できる女性26人を抽出したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を除き一人だけしか見当たらないことを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B工場（適用事業所名は、A社。その後の分社、合併を経て、現在は、C社D工場）における資格喪失日及び同社E工場における資格取得日に係る記録を昭和33年9月20日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月22日から同年9月25日まで

私は、A社に昭和29年4月28日に入社以来、平成2年11月28日の退職まで継続して勤務しており、この間、給与から厚生年金保険料は天引きされていたが、同社B工場から同社E工場への転勤の際に申立期間の厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落している。同一事業所で勤務し、勤務地が変わっただけで記録が欠落するのはおかしいため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された厚生年金基金加入員資格取得届及び退職金計算書並びに同社の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和33年9月20日に同社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを

得ない。

また政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（適用事業所名称はA社）における資格喪失日に係る記録を昭和24年1月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年7月は600円、同年8月から同年12月までは1,800円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月26日から24年1月3日まで

私は、昭和21年12月にA社B工場に入社し、平成4年3月に退職するまでの間継続して同社で勤務した。私の年金記録によると、昭和23年7月16日付けで同社C工場に異動した際同工場での資格取得日が24年1月3日とされ、私の被保険者期間に6か月の欠落があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該異動日については、オンライン記録によると、A社C工場は昭和23年11月21日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることから、申立人の同工場への異動時点において同工場は適用事業所となっていない上、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は、資格取得日順とはなっておらず、当該事業所が遡及して申立人の被保険者資格取得の届出を行ったことがうかがえるが、このことについて、同社は、「当社C工場に係る当時の社会保険の届出に係る資料は残っていないため、当時の経緯は不明であるが、異動時点で同工場が適用事業所となっていな

いのであれば、同工場で資格を取得するまでの間はB工場の被保険者として取扱う必要があったと考えられる。」としていることから、A社B工場での資格喪失日を24年1月3日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和23年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、23年7月は600円、同年8月から同年12月までは1,800円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が主張する昭和33年9月2日に、厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を33年9月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月7日から21年2月1日まで
② 昭和33年9月2日から34年9月2日まで

私の夫は、昭和19年4月にC社(現在は、D社)に入社し、56年に退職するまで正職員として勤務し、この間ずっと給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、途中に、厚生年金保険に加入していない期間があることは考えられない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、D社が提出した在職証明書に、申立人の入社年月日は昭和18年12月5日、退職年月日は56年12月11日と記載されている上、同社は、「申立人は、申立期間②において、A社B工場に所属していた。」と回答しており、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、健康保険厚生年金保険被保険者原票ではオンライン記録と同じ昭和34年9月2日となっているが、当該原票より前に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿では33年9月2日と記載されている。

さらに、当該名簿によると、昭和34年10月に標準報酬月額の定時決定が行われたことが認められる。

これらの記録を前提とすると、申立人が昭和 34 年 9 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

以上のことを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 33 年 9 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立人の A 社 B 工場に係る申立期間②の標準報酬月額については、昭和 34 年 9 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①については、上記の D 社が提出した在職証明書により、申立人が同社に在籍していたことは確認できるものの、同社は、「当時の勤務地については、記録が無く不明である。」としている。

また、オンライン記録によると、申立期間①の直前は、C 社、直後は E 社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。当該両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の C 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び E 社における同資格取得日は、いずれもオンライン記録と一致している上、当該名簿及び被保険者台帳に申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見受けられない。

さらに、上記名簿によると、C 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び E 社における同資格取得日が申立人と同じである者が 3 人いたことが確認できるが、3 人とも既に死亡しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの期間及び45年1月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで
② 昭和45年1月から63年6月まで

私は、町内会長に、国民年金保険料を支払っていたのに、納付済期間が27か月しか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市で保管されている国民年金被保険者名簿によると、昭和36年7月以降の国民年金保険料について、申立人が納付を「拒否している」との記載が確認できる上、居所不明を理由とした「不在被保険者」とする報告を、社会保険事務所（当時）に対して42年8月8日に行っていることが確認できる。

また、申立人の戸籍の附票によると、居所不明のため、昭和44年3月25日に住民票が職権で取り消され、58年3月7日に住民票が再登録されていることから、申立人が申立期間②のうち、45年1月から58年3月までの期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、B市で昭和59年7月から平成10年1月までの期間について、生活保護を受給していることを踏まえると、申立期間②のうち、昭和59年7月から63年6月までの期間について、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から同年 9 月まで
厚生年金保険の第 4 種被保険者として保険料を納め、被保険者期間が 20 年に達したのもういいと思っていたが、やはり年金は掛けていた方が良いと思い、昭和 63 年 10 月ごろに市役所へ行き、国民年金の加入手続を行って、62 年 2 月からの保険料未納分についても納付した。しかし、ねんきん特別便で同年 2 月から 9 月までの 8 か月分の納付記録が漏れていることを知った。当時、手続をした時にさかのぼって納めるように言われ、常時手元に 15 万円くらいを保管していたので、そのお金で一括で十数万円を納付した覚えがある。自営業を営んでいたため、役所などの事務手続についてはきちんと行っており、銀行にも信用を得ていた。社会保険事務所（当時）で説明を受けたが、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成元年 10 月 6 日に払い出されている上、オンライン記録の被保険者台帳資格画面によると、申立人の資格取得日とされる昭和 62 年 2 月 1 日に係る資格取得の届出日は、平成元年 9 月 21 日に行われた旨の記録が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人は、国民年金の加入時に、さかのぼった期間の保険料として一括して十数万円を納めた記憶があるとしているところ、オンライン記録において、申立期間の直後である昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間について 2 年 1 月 31 日に過年度納付されていることが確認できる上、被保険者台帳納付画面においても「国庫金社保納付」の記号が入力されていることから、当該期間については過年度納付によって納付されたものと推認される。

さらに、上記の昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間を過年度納付により一括して納付した場合の保険料金額は合計 13 万 6,800 円となり、申立人がさかのぼって納付したと記憶している金額とほぼ一致しており、申立人が当該期間とは別に、さらに申立期間についても過年度納付したとする事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から46年5月まで

私は、両親に勧められ、結婚して3年目の昭和40年ごろから、家の近所に来ていた集金人に毎月、保険料を納付していた。その当時の保険料は1か月280円から340円ぐらいだったと記憶している。しかし、社会保険事務所（当時）から送られてきた書類には、加入した時期が46年6月からとなっており、私の記憶と6年間の差があり、もっと以前から保険料を納付しているはずなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和46年6月5日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得したことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年4月30日に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入記録について、行政上の記録管理の不自然さはうかがえない。

また、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入することができないため、申立期間については未加入期間と記録されていることから、申立人が、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金に加入したとしている昭和40年ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から平成元年4月まで

国民年金については家計を預かっていた私の役目で、加入手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続、さらに、保険料の納付についても元夫の保険料と一緒に私が銀行で納付していた。確かに、元夫と別居を決意し、私がA市に移り住むことになった平成元年5月以降の保険料の納付については、B市役所で経済的に保険料の納付が困難である旨を伝え、納付記録が未納とされていることについて認識をしていたが、元夫と同居していたB市在住時には経済的にも余裕があり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和41年1月から、厚生年金保険被保険者となった時期を除き、元夫と別居した平成元年4月まで、元夫の分と併せて国民年金保険料を納付し続けてきたと主張しているが、B市が保管する国民年金被保険者異動関係届によると、申立人の元夫が昭和56年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、任意加入被保険者となった申立人が同年11月5日に国民年金被保険者の資格喪失届を提出していることが確認できる。

また、申立人の元夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金被保険者資格を再取得した昭和59年2月1日以降、申立人自身の国民年金被保険者資格の再取得の手続は行われておらず、申立人は、制度上、強制加入被保険者となった61年4月より前の期間においては、国民年金被保険者でなかったことが確認でき、このことは、国民年金被保険者原票と一致することから、56年11月から未加入期間とされた申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年4月までの期間及び昭和43年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年4月まで
② 昭和43年6月から同年10月まで

両親が国民年金に加入し、保険料を納付していたので、私も両親に勧められ、親任せで国民年金に加入した。保険料も両親から納付しておくと言えられた。両親は既に死亡しており詳しい状況は分からないが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月2日に払い出されており、このころに初めて国民年金に加入したものと推認され、また、さかのぼって被保険者資格を取得したことも確認できないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付できない期間となる上、申立期間①及び②当時に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付は両親が行ってくれたと主張しているが、申立人の両親は既に死亡しており、申立人は直接納付に関与していないため、申立期間に係る具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から52年7月まで

私は、昭和38年*月ごろに長女が生まれたことや夫が転職したことにと
もない、市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

平成20年ごろに記録を確認したところ、昭和38年から52年までの15
年近くの期間、国民年金に加入していない期間とされていることが分かった。

住居が2回変わったので、領収書といった証拠となるものは残っていない
が、国民年金の記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年*月ごろ、夫が転職したことを契機に国民年金の任意
加入の手続きを行い、国民年金保険料を納付書で納付していたとしているが、オ
ンライン記録によると、申立人は、52年8月8日に国民年金に任意加入して
いることが確認でき、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立
期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、昭和38年ごろに、上記加入の際に払い出された国民年金手帳記号番
号とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見
当たらない。

さらに、申立期間は175か月と長期間である上、申立人には、申立期間の国
民年金保険料を納付したことについて具体的な記憶が無いほか、申立人が申立
期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定
申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ
る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めること
はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの期間及び38年3月から42年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで
② 昭和38年3月から42年1月まで

夫がA社を退職後、夫婦共に国民年金に加入した。保険料は定期的に住友銀行で納付していた。私は昭和42年から保険料を納付していたので、それ以前の保険料は支払っておらず、45年ごろ、不足分の保険料4万5,000円をさかのぼって社会保険事務所(当時)で納付した。窓口で、職員から、「これで満額が掛かりましたよ。」と言われたことを記憶している。

年金を貰^{もら}える年齢になり、社会保険事務所でさかのぼってまとめて保険料を支払った期間の記録が無いことを知り、大変驚いた。当時はコンピューターの無い時代だったが、私の支払った保険料はどうなったのか。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和42年にA社を退職後、夫婦共に国民年金に加入し、定期的に現年度納付していたとしているところ、市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその夫の同手帳記号番号は、47年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳にも同年2月17日発行と日付が押印されていることが確認できることから、このころに申立人及びその夫の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立人が説明する「42年から保険料を納付していた。」という内容と符合しない上、別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①及び②当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、

申立人は国民年金の任意加入適用期間中の未加入期間となる上、申立人が所持する国民年金手帳にも、「(資格取得)昭和42年2月16日」と記載されていることから、申立期間①及び②は国民年金の被保険者としては取り扱われておらず、制度上、国民年金の未加入期間となり、未加入期間の場合はさかのぼって保険料を納付することができない。

さらに、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和45年1月から46年3月までの保険料を過年度納付し、42年2月から44年12月までの保険料を第1回特例納付により納付していることが確認でき、当該期間の夫婦合わせた保険料を計算すると、4万2,600円となり、申立人が4万5,000円まとめて納付したとする保険料の額と近似するが、これに加えて申立期間①及び②の保険料を夫婦合わせて納付した場合、上記の金額とは別に3万2,850円必要となり、申立人が記憶する金額と乖離^{かいり}することから、申立期間①及び②にまとめて納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から53年11月まで

A市で父の事業所で働いていたところに、妻と両親とで一緒に住んでいた。私の収入は給料として親から渡されていて、会計をしていた母は、「家族全員の年金の保険料を納付している。」と言っていたので、保険料は給料から引いていたのかもしれない。

結婚して1年ぐらいは両親と一緒に住んでいたが、妻が病気で入院して退院後は、実家から歩いて10分ほどのA市B町に夫婦で転居した。その時に妻は、母から、「別所帯になっても保険料は払っておくから払わなくてもよい。」と言われたことを覚えており、保険料は続けて払ってくれているものと思っていた。

私は、保険料や手続のことを母に任せていたので、覚えていることはほとんど無いが、姉に聞くと、姉が出産のため実家にいたところに、婦人会の人が票のようなものを携えて保険料を取りに来て、お金を渡すとそれに判子を押していたことを覚えていた。

ねんきん特別便が届き、母が納付したはずの私と妻の年金記録が無いことが分かったので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和54年5月に夫婦連番で払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であった上、申立期間に係る申立人の別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料の納付は、家業の会計をしていた母親が行っていたとしているところ、申立人の母親は既に亡くなっており、申立人の国民年金加入時期や保険料額についても確認できるものは無い上、申立人も保険料の納付に関する記憶がほとんど無いため、当時の状況が不明

である。

さらに、申立人の住居について、申立人は結婚してから、およそ1年後に申立人の母親とは別の住居に転居したとしており、地区ごとに保険料を徴収していたとする当時の状況では、保険料の納付も転居先の納付組織で徴収されることとなるところ、それまでと同様に申立人の母親が転居先の納付組織で保険料を納めていたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していた状況に関する具体的供述として、申立人の姉の証言を挙げているところ、申立人の姉は、任意加入被保険者の資格を昭和40年7月1日に取得してから、初めてC市で納付記録が確認でき、その後、48年1月19日にD市へ住所の変更が確認できるものの、A市へ住所を変更した記録は無く、申立期間において申立人とは異なる納付状況であったことが認められる。

そのほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社（現在は、B社）で仕事をしていたのに、昭和 32 年 5 月 26 日から同年 11 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に住み込みで勤務していたと主張しているが、申立期間において当該事業所で厚生年金保険被保険者記録を有する8人のうち、所在が確認できた4人に、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、3人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間において在籍し厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人は、A社で勤務したとする期間中に自分より年下の従業員はいなかったと主張しているところ、申立期間後の昭和 33 年 4 月 1 日に当該事業所で被保険者資格を取得している9人は、いずれも 32 年 3 月に中学を卒業した年齢（申立人の1学年下）であり、その全員に照会したところ、回答があった4人は、いずれも中学卒業後の同年4月から当該事業所に住み込みで働いていたと回答しているものの、申立人のことを記憶している者は一人であり、i) 当該元従業員は、申立人の退職時期についてまでは記憶していないとしていること、ii) B社によると、申立人の在籍を証明する資料が無いとしていること、iii) オンライン記録において、申立期間後に申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる3つの事業所に申立人の履歴書等の職歴が確認できる資料の有無を照会したものの、そのすべての事業所が当該資料を保管していないとしていることにより、申立人が申立期間に当該事業所に在籍していたかどうかを

確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日欄には昭和32年5月26日と記載され、備考欄には健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の表示があることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、申立期間後の昭和32年11月1日から申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるC社（現在は、D社）について調査し、同日に被保険者資格を取得している8人のうち、所在が確認できた5人に、申立人の当該事業所への就職時期及び厚生年金保険の加入状況を照会した結果、回答があった4人のうち、申立人のことを記憶している二人は、「私は32年4月に就職し、1、2か月後に申立人が就職してきた。申立人は色々な作業に従事していたのを記憶している。当該事業所は、全体で10人程度の従業員がいた。就職当初は、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」、「私は32年4月に就職し、少し後に申立人が就職してきた。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間の一定期間においてその主張するA社ではなく、C社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年11月1日であることが確認できる。

また、D社は、「当時の資料を保存しておらず、また、当時のことを知る者もいないため、申立てどおりの届出を行ったかどうか確認できない。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 21 日から 30 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 27 年 4 月に A 社に就職し、31 年 3 月まで夜間学校に通いながら労働組合の事務をしていた。夜間学校を卒業した同年 4 月からは、正社員となり B 職の事務として 36 年 8 月末まで勤務した。途中、同社は C 社を経て、D 社に名称は変わったが、その間も私は継続して勤務していた。30 年 4 月 21 日から 36 年 9 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受領したが、28 年 12 月 21 日から 30 年 4 月 21 日までの同被保険者記録が欠落していることに納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間において、A 社の労働組合の事務員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和 27 年 3 月 1 日から 30 年 4 月 21 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している 284 人を把握し、このうち所在が確認できた 45 人及び当時の事務担当者に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、29 人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、A 社に係る閉鎖登記簿謄本等によると、平成 17 年 10 月 20 日に特別清算終結の決定が確認でき、当該特別清算会社の書類保管者は、「申立人に係る当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認できない。

さらに、昭和 24 年 7 月 7 日付け職発第 921 号職業安定局長、労政局長、厚生省保険局長発各都道府県知事宛通知によると、被保険者がその使用されてい

る事業所の労働組合の専従職員となった場合は、申立期間当時の労働組合法第2条及び第7条の規定によって、その者に対するすべての報酬の支給は明確に禁止されることとなり、事業主との関係では厚生年金保険被保険者資格を喪失させなければならず、労働組合に使用される者として被保険者となることができるとされているところ、i) 申立人はA社で労働組合事務の仕事をしてきたときの給料は、労働組合費から支給されていたとしている上、当時の給与計算事務員がそれを裏付ける証言をしていること、ii) オンライン記録及び被保険者名簿において、申立てに係る事業所は昭和30年4月1日に健康保険組合に加入していることが確認できるところ、当時の事務担当者によると、当該事業所が健康保険組合に加入するにあたって適正調査があったとしていること、iii) 事業所名簿検索において、申立てに係る事業所の労働組合が厚生年金保険の適用事業所であった事実が確認できないことから、A社において、申立人に係る被保険者資格の喪失届が提出された可能性がうかがえる。

加えて、被保険者名簿によると、申立人は昭和27年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年12月21日に同資格を喪失後、再度、30年4月21日に別の被保険者手帳記号番号で同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）と一致する上、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番等も無いことから、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらず、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における2度の払出日に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から24年11月1日まで
② 昭和24年11月1日から28年1月1日まで
③ 昭和28年1月1日から36年4月1日まで

私は、終戦後、実家の近くにあったA社に昭和22年4月から24年10月末まで勤務した（申立期間①）。

その後、昭和24年11月1日に、親戚の紹介でB社に入社し、同社が平成14年4月に破産するまでの間、継続して勤務していた。当初、個人商店であったB社は、株式会社へ改組し、所在地の移転も行われ、その後、名称をC社と変更したが、社会保険は当初から完備されていたことから、給与からも厚生年金保険料の控除があったと記憶している（申立期間②及び③）。

ところが、年金記録には、A社及びB社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無く、B社がD社になって以降も、昭和36年4月1日までの期間について厚生年金保険の加入期間が無いことに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、商業登記簿によると、A社は昭和5年から20年間の有期設立として登記されており、当該期間は同社の操業期間中であることが確認できる上、申立人は、同社の所在地や事業内容を刻明に記憶していることから、申立人が、当該期間において同社で就業していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所台帳及びオンライン記録において、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、A社の商業登記簿の役員欄に清算人として記載されている者の厚生年金保険被保険者記録によると、同社ではなく、同社が所属していたE協同

組合(新規適用日:昭和30年4月1日、全喪日:50年3月21日)において、申立期間①後の30年12月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社を吸収合併したF社は、「人事労務等に関する資料は引き継いでいない。」と回答しており、また申立人が記憶する元同僚について、A社が適用事業所でないため、特定することができず、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無について確認することができない。

2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人が申立期間②にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法人登記簿によると、当該事業所は昭和28年5月*日に株式会社として設立しており、申立期間②においては法人化されていないことが確認できる上、オンライン記録によると、当該事業所は、法人設立から約6年後の34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は当該事業所が適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、元同僚の厚生年金保険被保険者記録及び証言からは、同社の新規適用日以前において同社が社会保険の適用を受けていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、上記の元同僚は、「D社の新規適用日である昭和34年4月1日以前において同社が社会保険料を給与から控除していた記憶は無い。」と証言しており、申立人の保険料控除の有無について確認することができない。

3 申立期間③のうち、昭和28年1月1日から34年3月31日までの期間については、上記のとおり、D社が適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間③のうち、昭和34年4月1日から36年4月1日までの期間については、D社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿によると、健康保険番号*番から*番までの全被保険者記録のうち、*番(事業主)から*番までが同社の新規適用日である34年4月1日付けで厚生年金被保険者資格を取得しているが、申立人は、*番目として他の*及び*番目の二人と共に36年4月1日に資格を取得していることが確認できる上、当該名簿の記載に訂正や欠番等はなく、不自然な点は見当たらない。

さらに、昭和34年4月1日から36年4月1日までの期間について、申立人の給与から保険料が控除されていたか否かについては、当時の役員と連絡が取れない上、D社に係る登記簿の役員欄に清算人として就任が確認できる弁護士に当時の関連資料の有無について確認したところ、「保存年限を経過しており廃棄済みであるため回答できない。」と回答していることから保険料控除の有無について確認することができない。

4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から 35 年 12 月まで

私は、A社を退職した後、アルバイトを経て、B社に入社した。私は、同社のC事業所で正社員として勤務し、仕事をしていた。

当時、厚生年金保険被保険者証を持っていたが、無くしてしまった。健康保険証については、申立期間当時、歯科医で使った記憶がある。

B社に勤務していたのは、昭和 34 年 2 月ごろから 35 年 12 月ごろまでだと思うので、この期間の年金記録が欠落していないか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間当時、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立期間及びその前後の期間において、申立人に係る当該通知書は確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に記載されている健康保険番号は、上記通知書に記載されている同番号と一致する上、申立期間及びその前後の期間において欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が自身と同じ正社員であったと記憶している元同僚5人のうち1人が、申立期間当時には厚生年金保険に加入していないことが確認できる上、申立人と同時期にB社C事業所に勤務していたとする元同僚は、「正社員で、厚生年金保険に加入していない同僚がいたと思う。」と証言している。

加えて、B社の事業主は、「当時の事務担当者は短期間でやめてしまう者が

多かったことから、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、B社では、従業員全員についてまでは厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 37 年まで

私は、昭和 36 年ごろから 37 年ごろまで A 社において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろから 37 年ごろまでの間、A 社において継続して勤務していたとしているが、申立人が記憶する事業主については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被保険者記録を確認できず、同じく記憶する責任者及び元同僚については、同姓の者の記録はあるものの、所在が判明しなかった。

また、上記原票により A 社において被保険者資格を有する 13 人に対し文書照会を行った結果、3 人の元従業員から回答を得られたが、3 人とも「申立人の記憶は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、A 社は、既に適用事業所ではなくなっている上、法務局においても、当該事業所に係る商業登記の記録は無く、取締役等から申立期間当時の厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 40 年 10 月 1 日であり、当該事業所は申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 29 日から 37 年 8 月 1 日まで

私は、A社には、職業安定所の紹介で就職したので、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における元同僚の氏名、同社の所在地等、当時の詳細な事柄を記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元代表取締役は、「申立期間当時は、入社してもすぐ退職する従業員が多かったため、従業員が会社に定着するかどうかを見極めてから、社会保険の加入手続を行っていた。」としている。

また、オンライン記録により、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元従業員は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が相違する。」とそれぞれ回答している。

これらのことから判断すると、A社は、当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、元従業員7人に申立人の勤務実態について照会するも、申立人を記憶している者は無く、A社は廃業しており、当時の実質の事業主及び事務担当者も既に亡くなっているため、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
昭和 47 年 5 月 1 日から A 社 B 事業所（現在は、C 事業所）に臨時職員として勤務したが、免許を大臣に申請している期間は免許証が無いため、正規職員ではなく臨時職員という扱いであった。A 社から交付された「人事異動通知書」のとおり正規職員として採用されるまでの 1 か月間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及び A 社 C 事業所が保管する辞令交付簿から、申立人が、昭和 47 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで臨時職員として B 事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立人及び A 社 C 事業所は、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険料控除の状況については確認できない。

また、A 社は、「申立人のように資格職で採用された者は、免許資格を取得するまでは、地方公務員法第 22 条に規定する臨時職員に該当するため、共済組合ではなく、政府管掌保険に加入させることになっている。」と回答しているものの、オンライン記録によると、A 社 B 事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 58 年 4 月 1 日であり、申立期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前であることが確認できる。

さらに、辞令交付簿によると、申立期間に申立人と同職種で A 社 B 事業所に臨時職員として勤務していた者は無く、同僚等から当時の状況について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から62年6月30日まで

私は昭和56年10月ごろから、A市のB社に勤務し、C事業所、D事業所の業務に従事していた。58年に同社が倒産し、E社と合併したので、同社に採用され、引き続き、D事業所、C事業所、F事業所、G事業所に勤務した。63年ごろに同社を退職したが、60歳までは、正社員として、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年10月から58年ごろまでの期間について、申立人は「A市のB社に勤務した。」と主張しているが、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、同市において、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、住所地を管轄する法務局に同社の商業登記は無い。

また、H市に所在するB社に照会したところ、「当該期間当時からC事業所との取引は無く、申立人が勤務していたとするB社は、当社とは無関係と思われる。」と回答しており、当該期間当時、H市のB社に勤務していた元従業員は、「I支店は無かった。」と証言している。

さらに、H市のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）にも、申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人はB社における元同僚の氏名を覚えていないため、当該期間当時の元同僚から証言を得ることができない。

一方、申立人がB社と合併したとするE社は「昭和58年にJ社と合併し

た。」と回答しているところ、オンライン記録によると、A市のJ社の厚生年金保険被保険者15人が同年10月26日に同社に係る被保険者資格を喪失し、同日付けでE社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該15人のうち連絡先の判明した6人に文書照会したところ、3人（事務担当者を含む。）が申立人のことを記憶しており、そのうちの一人は「申立人はD事業所に勤務していた。」と証言しており、申立人が当該期間に勤務した事業所は、J社であったと考えられる。

しかしながら、J社の当時の事務担当者は、「雇用条件によっては、厚生年金保険に加入しない場合があった。その場合は、給与から同保険料を控除しない。」と証言している。

このほか、J社に係る被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間のうち、昭和58年ごろから62年6月30日までの期間について、E社は「当該期間当時の資料が残っていないため、申立人の在籍状況は不明である。」としており、当該期間に係る申立人の雇用保険の記録は確認できない。

また、申立人は、E社における元同僚二人の姓を記憶しているものの、同社の被保険者名簿において確認できる同姓の被保険者は、二人とも既に死亡しており、申立人は他の元同僚の氏名を覚えていないため、当該期間当時の元同僚から証言を得ることができず、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

さらに、E社の事務担当者は、「契約社員であっても、厚生年金保険の加入要件を満たせば加入手続をしているが、短時間勤務等、加入要件を満たさない場合は手続をしないし、給与から厚生年金保険料を控除しない。」と証言している。

加えて、E社に係る被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から35年12月末まで

私は、A社の下請けであったB社で昭和28年4月ごろから35年12月末まで勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。遠距離ではあったが社会保険に加入していると聞いて入社し、給与から保険料を引かれていた記憶がある。当時のことを証明する資料は無いが、調査の上、その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社の下請企業であったB社に入社し、C市にあったA社D工場内で勤務していた。」と主張しており、申立人の同工場内での業務内容等に関する詳細な供述等から、申立人が同工場内において勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の下請企業に係る記録は無く、その社名及び従業員は不明である。」と回答しており、同社D工場の複数の元従業員からも、申立期間当時、同工場内にB社という下請企業があったとの証言は得られない上、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名等を記憶しておらず、同僚調査を行うことができないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況について、確認することができない。

また、オンライン記録によると、C市において、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立期間当時、C市内に所在するB社及びその類似する名称の適用事業所（5事業所）並びにA社D工場及び同工場に近接する同社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から27年5月31日まで

私の夫は、昭和26年7月ごろから27年7月1日までA社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年7月から27年7月1日までの間、A社に継続して勤務していたとしているが、同社は29年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の消息も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員4人を把握し、聞き取りを行った結果、昭和26年7月1日に被保険者資格を取得している一人は、「申立人を記憶しているが、私よりも後に入社し、短期間の勤務であったと思う。」と証言し、二人は、「申立人を記憶しているが、いつから勤務したのかは分からない。」と証言している上、残る一人は、「申立人の記憶は無い。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も

見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで
義父が代表であったA社に入社したが、不況により他社で働くように言われ、同業であったB社に転職した。厚生年金保険被保険者期間はつながっているはずなので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと主張しているが、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることはできない。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、商業登記簿謄本により確認できるA社（昭和 61 年 4 月 * 日に設立登記）の代表者は、「当時の代表者は父であったが、既に亡くなっており、また、会社はいったん廃業したため、関係書類も保管しておらず、申立人に関する当時の状況を確認することができない。その後、弟が代表者となり改めて事業を再開したものの、弟は死亡しており、現在私が会社を引き継ぐことになったが実質的な活動は行っていない。」と証言しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 49 年 3 月 1 日から同年 4 月 26 日までの期間における厚生年金保険の被保険者は、当時の事業主の妻一人であることが確認できるが、当該被保険者は既に死亡しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は昭和 49 年 3 月 9 日に国民年金

の被保険者資格を取得し、同月から50年6月までの間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 21 日から 33 年 5 月 14 日まで

私は、母校に転職先を探してもらい、昭和 32 年 11 月 21 日にA社に入社した。父の日記によると、同年 11 月 16 日退職願提出（前職場へ）、33 年 2 月 13 日社長方私宛に布団を送付、同年 3 月 * 日交通違反の出頭命令との記載が確認できる。出頭命令については、同社の得意先回り中に検挙された時のものであり、33 年 3 月 * 日の略式命令書も所持している。その上、当時、私が 6 か月間も失業状態であることを家族が許すはずがなく、同社には専門の労務・会計士がいたために厚生年金保険料を納付していないはずがなく、入社当初の記録が無いことに納得できない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で得意先回り中に無免許運転で検挙されたと主張しているところ、申立人が所持していた昭和 33 年 3 月 * 日付け略式命令により、工員とする申立人が、同年 1 月 * 日に同社の元所在地付近で道路交通取締法違反により検挙されていることが確認できること、及び複数の元同僚の証言から、申立期間のうち期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる 44 人のうち、所在の確認できる 19 人（当時の社会保険事務手続担当者を含む。）に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、12 人から回答があったものの、申立人が申立期間において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人は、「A社の厚生年金保険の被保険者には、正社員と下請負業者の工員がいた。」と供述しており、上記回答のあった 12 人のうち 1 人が、「私は、下請負業者の工員であった。」と申立人の供述を裏付ける証言をしている

ところ、申立人が同社の正社員であったとする元同僚は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に相違がある。」と証言している上、申立人を記憶しており、申立人と同様に同社の正社員であったとする元従業員も、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に相違がある。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社においては、正社員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させず、相当期間経過後に加入させる取扱いであったと考えられる。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、A社は昭和49年10月*日に解散していることが確認でき、当時の人事記録等の資料や社会保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 23 日から 56 年 1 月 1 日まで

A社に昭和35年8月1日から平成13年9月2日まで継続して勤務していたはずなのに、年金記録に152か月の空白期間がある。社会保険事務所(当時)から、給料が少ないので社長である主人の扶養家族にするように勧められたが、拒否した記憶がある。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和43年5月23日に同資格を喪失していることが確認できる上、同原票には、被保険者資格喪失時に健康保険証が社会保険事務所に返却されたことを意味する「返納」の記載が確認できる。

また、申立人の夫であるA社の事業主の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、被扶養者欄に申立人の氏名及び扶養開始43.9.7扶養終了56.2.1の記載が確認できる。

さらに、申立期間において、A社に係る健康保険記号番号順索引簿に、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、当該事業所の事業主及び当時の社会保険事務を取り扱っていた経理事務所の担当者は、「当時の資料は保存されていない。」と回答しており、申立人に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 37 年 1 月 21 日まで

私は、昭和 37 年 1 月 21 日に A 社を退職し、出産の準備をしていたにもかかわらず、年金記録上は、脱退手当金を受給したことになる。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 7 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 37 年に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格のある 9 人（申立人を除く。）のうち 5 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該 5 人については、いずれも同資格を喪失後 3 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。さらに、40 年 1 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同社の元従業員は、「会社から脱退手当金の説明を受けて、家族と話し合った結果、脱退手当金の手続を会社に依頼した。」と証言している。これらのことを踏まえると、同社では、退職者に係る脱退手当金を代理請求していた可能性が高いと考えられる。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1727 (事案 490 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月9日から同年6月1日まで
② 昭和21年6月1日から同年9月1日まで

私は、昭和8年にA社（後にB社に社名変更。現在は、C社）に入社し、転勤はあったものの61年3月末まで勤務していた。申立期間①については、復員直後で勤務はしていなかったものの、応召手当が支給されており、同じ同社D支店に勤務し、同時期に召集されていた同僚には厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私には同被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間②については、同社E工場で勤務していたことは間違いないので、同被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てについては、申立期間のうち、申立人がB社に籍を置きながら召集されていたことが確認できる昭和19年10月1日から21年5月9日（復員日）までの期間について、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定に基づき、厚生年金保険被保険者であったとすることが妥当として、当委員会において、年金記録の訂正を行うべきであると判断したところである。

しかしながら、申立人が復員した後の昭和21年5月9日から同年9月1日までの期間については、C社が保管している厚生年金台帳に、申立人の被保険者資格取得年月が「21. 9」と記載されている上、同社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同工場が厚生年金保険の適用事業所となった20年9月1日から申立人が資格取得するまでの期間の整理番号が連番となっており、欠番は無く、記録に不自然な点は見られないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わ

ないとの判断を行った旨、平成 21 年 3 月 27 日付けで通知が行われている。

今回、申立人の代理人は、「会社に在籍していたことが確認できる場合については、記録が訂正されるはずである。」等として再度申し立てている。

- 2 申立期間①については、申立人が新たに当時の状況を知る者として挙げた元同僚から申立人の勤務実態等を聴取したところ、申立人のことは記憶しているものの、当時一緒に勤務しておらず、具体的な証言を得ることはできなかった上、C社が保管する労働者名簿によると、その在店経歴欄には「昭和 21 年 5 月 30 日復員復帰ス」と記載されていることが確認できることから、申立人が申立期間①に勤務していたとは考え難い。

また、申立人の代理人から提出された戦中及び戦後における B 社に係る給与台帳の応召手当の記録から、当該期間に申立人に対して応召手当が支給されていた可能性はうかがえるものの、同記録の保険料控除欄に厚生年金保険料控除の記載は見当たらず、同保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の代理人は「同じように召集されていた元同僚二人には厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、申立人にだけ被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張しているが、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該元同僚二人は、健康保険の被保険者資格を、同支店の新規適用日である昭和 15 年 4 月 1 日に取得していることが確認でき、その時点で既に召集されており、被保険者資格を取得していなかった申立人とは、召集及び勤務の時期並びに健康保険への加入状況が異なっていたと考えられる。

- 3 申立期間②について、申立人の代理人は、「昭和 21 年 6 月 1 日から B 社 E 工場勤務していたことは間違い無いので、被保険者期間として認めるべきである。」と主張している。

しかしながら、上記の労働者名簿により、申立人が当該期間に B 社 E 工場勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人を含む 7 人の同記号番号が昭和 21 年 12 月 10 日に払い出され、当該 7 人は、同工場において同年 9 月 1 日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、事業主は、申立人等の保険料控除の実態に合わせて、資格取得手続を行ったと考えられ、申立人の主張のみをもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

また、C社の総務担当者は、「厚生年金保険未加入者から保険料を控除することは無い。」と回答している。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。